

令和5年4月25日

自治推進委員 各位

山形市新型コロナウイルス感染症対策本部長

## 山形市新型コロナウイルス感染症対策等について

4月25日、山形市新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を開催し、位置づけ変更後の山形市新型コロナウイルス感染症対策等について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。(各事項の詳細については別添資料をご参照ください。)

なお、自治推進委員に変更があった場合は、お手数をおかけしますがこのたびお送りした資料を引き継いでいただくようお願いします。

### 記

- 1 職員のマスク着用及び各市有施設におけるパーティション、検温、消毒液等の設置については、来客数、訪れる方の年齢層、取り扱う業務、施設の規模等の状況を勘案し、各課、各施設所管課において判断する。  
また、国の基本的対処方針に基づくイベントの開催制限が5月8日以降廃止となるため、山形市としてイベントの開催制限は設けない。
- 2 山形市新型コロナウイルス感染症対策本部等について、令和5年5月7日をもって廃止する。  
なお、感染状況等が変化した場合は、必要に応じて仮) 新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催する。
- 3 山形市新型コロナウイルスPCR検査センターについて、令和5年6月30日まで開設し、山形市民の検査費用を無償とする。
- 4 その他((1)時差出勤制度、(2)会議等に関する対応方針、(3)施設の利用制限について)添付した資料をご参照ください。

対策本部事務局

総務部防災対策課

電話641-1212 (内線216・379)

## 山形市新型コロナウイルス感染症対策等について

- 1 感染症法上の位置づけ変更後の山形市の感染対策等の考え方について
  - (1) 国の基本的対処方針や業種別ガイドラインが廃止されることや国の変更方針を踏まえ、5月8日以降の基本的感染対策についての考え方は以下のとおりとする。
    - ① 基本的感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる。
    - ② 一律に感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むものとする。市は国、県から提供される個人や事業者の判断に資する情報の周知に努める。
    - ③ 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、国、県から提供される感染対策に関する情報に十分留意する。
  - (2) 山形市の対応について  
上記の状況を踏まえ、市として下記の対応を行う。
    - ① 職員のマスク着用および各市有施設等におけるパーティション、検温、消毒液等の設置については、来客数、訪れる方の年齢層、取り扱う業務、施設の規模等の状況を勘案し、各課、各施設所管課等において判断するものとする。
    - ② 山形市主催のイベント等について  
国の基本的対処方針に基づくイベントの開催制限は5月8日以降廃止となるため、山形市としてイベントの開催制限は設けない。
- 2 山形市新型コロナウイルス感染症対策本部等について
  - (1) 対策本部の取扱いについて  
令和5年5月7日をもって山形市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止。  
※5月8日(月)始業時に山形市役所正面および山形市保健所等の「山形市新型コロナウイルス感染症対策本部」掲示を撤去。
  - (2) 感染再拡大など感染状況等が変化した場合の対応について  
対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて仮) 新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催する。
- 3 山形市PCR検査センターについて (木下グループと共同設置：健康増進課)
  - (1) 開設期間 令和5年6月30日(金)まで
  - (2) 検査料等 令和5年5月8日から6月30日までの間、山形市民の検査費用は無償。  
※山形市民以外は有料(現状の検査料：1,900円)  
※山形県実施の県民無料検査(感染拡大時の一般検査事業)は5月7日をもって終了
- 4 その他
  - (1) 時差出勤制度の改正について (行政経営課)  
感染対策として出勤時等の密を避けるための時差出勤は終了とし、CO2削減に向け公共交通機関を利用するノーマイカー通勤に係る時差出勤は継続する。
  - (2) 感染症対策に係る会議等に関する対応方針の見直しについて (行政経営課)  
感染対策として参集をしない方法での開催や開催時期の見直し等を検討する等の対応については終了とし、今後は、基本的な感染対策を維持しつつ、事務効率等の観点から参集によらない方法(リモートや書面開催)等も継続して検討・対応する。
  - (3) 市有施設の利用制限の変更状況について (各施設所管課)  
現在の対応状況、見直し予定等について別紙配付資料参照

# 市有施設の利用制限の見直し

令和5年4月25日  
山形市新型コロナウイルス  
感染症対策本部員会議資料

No.	施設名	現在の制限内容	見直し内容	見直し時期	担当課・担当係	内線等
1	山形市役所本庁舎展望室	利用停止	午前8時30分から午後4時まで 人数制限：なし 利用時間制限：なし	令和5年4月3日から	資産マネジメント課管理係	276
2	山形市郷土館	人数制限：40人まで	制限解除	令和5年3月13日から	文化創造都市課文化財係	626
3	山形市郷土資料収蔵所	人数制限：35人まで	制限解除	令和5年3月13日から	文化創造都市課文化財係	627
4	清風荘(日釜)	1席7名(予約制)	<b>制限解除。1席10名(予約制)</b>	令和5年3月13日から	文化創造都市課文化振興係	638
5	清風荘(市民の茶会)	1席15名(予約制)	<b>制限解除。1席17名(予約制)</b>	令和5年5月から	文化創造都市課文化振興係	638
6	総合スポーツセンター 合宿所	人数制限：60人(定員の半分) 利用団体：2団体まで	人数制限：制限解除120人(定員) 利用団体：制限解除	令和5年4月1日から	スポーツ課 スポーツ施設管理係	632
7	総合スポーツセンター チビッコルーム	利用停止 (トレーニングルームとして活用)	利用再開	令和5年4月1日から	スポーツ課 スポーツ施設管理係	632
8	沼の辺体育館	貸出区分の制限 平日1区分、土日2区分	貸出区分の制限解除 平日4区分、土日4区分	令和5年3月13日から	スポーツ課 スポーツ施設管理係	632
9	ふれあいバス	人数制限：20人まで 利用時間：午前9時から午後3時まで	28名(補助椅子含む) 午前9時から午後4時まで	時期未定 時期未定	生活福祉課地域福祉係	587
10	総合福祉センター (かすみが温泉)	開館時間：午前10時から午後5時まで 人数制限：11人程度 利用時間：60分程度 その他：登録カードの使用	午前10時から午後8時30分 制限解除(密にならないよう声かけを行う) 制限解除 制限解除	令和5年4月1日から 令和5年4月1日から 令和5年4月1日から 令和5年3月13日から	生活福祉課地域福祉係	587
11	老人福祉センター	利用時間：入館から退館まで目安として3時間、浴室の利用は 目安として45分程度 浴室・脱衣室の入場調整：入場者数を調整中 利用者台帳：運用中 利用不可設備等：カラオケ、団体利用(送迎バスの運行を含む)、 教養講座、イベント、給水器、湯茶道具	利用時間：制限解除 浴室・脱衣室の入場調整：声掛け、貼紙で注意喚起 利用者台帳：廃止 利用不可設備等：なし	令和5年3月13日から(利用者 台帳) 令和5年4月1日から(上記以 外)	長寿支援課管理係	563
12	べにっこひろば	平日・土日祝共通 ①開館時間 午前9時～午後5時 ②利用人数 最大200人程度 ※施設内の密状況に合わせ調整する。 ※1回の利用時間を90分程度とする。	<b>平日・土日共通</b> <b>①開館時間 午前9時～午後7時</b> <b>②利用人数 1時間当たり最大400人程度</b> <b>※施設内の混雑状況に合わせ調整する。</b> <b>※1回の利用時間を90分程度とする。</b>	令和5年5月8日から	こども未来課計画整備係	543
13	コパル	平日・土日祝共通 ①開館時間 午前9時～午後5時 ②利用人数 最大400人程度 ※施設内の密状況に合わせ調整する。 ※1回の利用時間を90分程度とする。	<b>平日・土日共通</b> <b>①開館時間 午前9時～午後6時</b> <b>②利用人数 1時間当たり最大400人程度</b> <b>※施設内の混雑状況に合わせ調整する。</b> <b>※1回の利用時間を90分程度とする。</b>	令和5年5月8日から	こども未来課計画整備係	543

※太字斜体の部分が修正箇所

# 市有施設の利用制限の見直し

令和5年4月25日  
山形市新型コロナウイルス  
感染症対策本部員会議資料

No.	施設名	現在の制限内容	見直し内容	見直し時期	担当課・担当係	内線等
14	市立子育て支援センター (つばさ、さくら)	①利用人数 利用者間の身体的距離をできるだけ2m(最低でも1m)確保した場合に入室可能な人数とする。但し、必要に応じて入室制限を行う。予約制としない。 ②行事・講座等について 参加人数を絞った事前申込制にする等、感染防止を徹底しながら工夫して実施する。	利用人数については、制限解除し、行事・講座等については、事前申込制とする。	令和5年3月13日から	こども未来課保育係	585
15	児童館 (東部、南部、北部)	①利用人数 利用者間の身体的距離をできるだけ2m(最低でも1m)確保した場合に入室可能な人数とする。但し、必要に応じて入室制限を行う。予約制としない。 ②行事・講座等について 参加人数を絞った事前申込制にする等、感染防止を徹底しながら工夫して実施する。	利用人数については、制限解除し、行事・講座等については、事前申込制とする。	令和5年3月13日から	こども未来課保育係	585
16	馬見ヶ崎プール (ジャバ)	人数制限:100名(男女各50名) 入替制:あり 採暖室・更衣室シャワー等使用制限:あり	人数制限:制限解除 入替制:制限解除 採暖室等使用制限:なし(点検完了後)	令和5年3月13日(人数制限解除) 令和5年5月8日(入替制解除) 点検完了後(採暖室等使用再開)	公園緑地課施設維持係	530
17	西公園	更衣室及びシャワー室の使用停止	更衣室及びシャワー室の使用再開	修繕完了後再開	公園緑地課西公園係	643-2450
18	第一小学校屋内プール	個人利用:利用停止 利用時間:(平日)午後5時から午後8時まで (土・日・休日)午前10時から午後8時まで 人数制限:(プール内)20~25人以内 (プールサイド) 身体的距離2m以上を確保できる程度の人数 (更衣室)同時入室数を男子は8名、女子は9名まで	利用停止を解除 制限を解除 (平日)午後5時から午後9時まで (土・日・休日)午前10時から午後9時まで 制限を解除	令和5年4月1日から	教育委員会教育総務課経理係	605
19	第一小学校の 特別教室	開放時間:(平日)午後6時から午後9時まで (土・日・休日)午前9時から午後9時まで 人数制限:身体的距離2m以上を確保できる程度の利用人数の制限 活動制限:感染症感染拡大リスクを伴う活動 (合唱・吹奏楽等)の制限	制限を解除 (平日)午後6時から午後10時まで (土・日・休日)午前9時から午後10時まで 制限を解除 制限を解除	令和5年4月1日から	教育委員会教育総務課経理係	608

※太字斜体の部分が修正箇所

# 市有施設の利用制限の見直し

令和5年4月25日  
山形市新型コロナウイルス  
感染症対策本部員会議資料

No.	施設名	現在の制限内容	見直し内容	見直し時期	担当課・担当係	内線等
20	第七小・東小・千歳小・ みはらしの丘小・第五中 学校の特別教室	人数制限：身体的距離2m以上を確保できる程度の利用人数 の制限 活動制限：感染症感染拡大リスクを伴う活動 (合唱・吹奏楽等)の制限	制限を解除  制限を解除	<b>令和5年4月1日から</b>	<b>教育委員会教育総務課経理係</b>	608
21	少年自然の家本館	宿泊利用： 1部屋定員12名→6名程度 一日あたり1校もしくは階ごとに1校	宿泊利用：制限解除	令和5年4月1日から	少年自然の家・研修係	643-8533
22	少年自然の家キャンプ場	宿泊利用：学校利用不可	宿泊利用：制限解除	令和5年4月1日から	少年自然の家・研修係	643-8533

※太字斜体の部分が修正箇所